

事業者の皆さまへ

令和9年4月から
補助開始

中央区居住サポート住宅

運営事業者等の募集をしています！

◎居住サポート住宅とは

高齢者や障害者など、住宅の確保に特に配慮を要する方の中で、日常生活を営むために援助を必要とする方へ、賃貸人と居住支援法人等が連携し入居中のサポートを行う住宅です。

中央区では、居住サポート住宅の**運営事業者（運営者）等**に対して、下記の補助を行います。

ハード面

●家賃低廉化補助

一定所得以下の入居者に対する家賃減額費用の補助を行います。

対象となる住戸一戸当たり 月額7万円（上限）

●補助期間

補助金の交付を開始してから 10 年間
（補助金の総額が840万を超えない範囲で区長の定める期間）

※補助要件、期間等詳しくは区HPをご確認ください

【詳細HP】



◎令和9年4月からの補助を希望される場合、令和8年8月末日（最終開庁日）までに
ご応募ください。

サポート面

●サポート費用補助

入居者に対する居住サポート（安否確認・見守り・福祉サービスへのつなぎ）
実施に係る費用の補助を行います。

対象となる住戸一戸当たり 月額1.5万円（上限）

●死亡保険料補助（60歳以上の世帯）

入居者の死亡が原因で発生した、残存家財の整理費用、居室内修繕費用、空き家となったことによる逸失家賃のいずれかを保障として含んでいる保険に係る保険料の補助を行います。

対象となる住戸一戸当たり 年額6千円（上限）

【詳細HP】



○ハード面の補助に関するお問い合わせ・・・都市整備部住宅課計画指導係

TEL：03-3546-5466

○サポート面の補助に関するお問い合わせ・・・福祉保健部地域福祉課福祉総合相談係

TEL：03-6278-8059